

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	生活保護事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

郡山市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福島県郡山市長

公表日

令和7年6月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	生活保護事務
②事務の概要	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 ①生活保護の相談があった場合、その内容を生活保護システム(以下「システム」とする)にて登録・管理する。 ②保護の申請があった場合、その内容をシステムにて登録・管理する。 ③申請世帯についてはシステムから照会文書を出力し、保険会社・金融機関・年金事務所等への照会を行う。 ④照会に対する各種機関からの回答も、システムにて登録・管理する。 ⑤保護開始以降はシステムにて受給世帯の現状を管理し、その上で各世帯の保護費の計算を行う。 ⑥保護費の返還等の事由が生じた場合には、システムにてその金額を算定し、徴収事務を行う。 ⑦就労開始により保護廃止となった世帯に対しては、システムで算定した就労自立支援給付金を支給する。 ⑧教育訓練施設のうち教育訓練の内容その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに確実に入学すると見込まれるものに対しては、システムで算定した進学準備給付金を支給する。 ⑨医療受診・介護保険利用状況もシステムにて登録・管理を行い、調書決裁の上、必要な医療券及び介護券を当該機関へ発行する。 ⑩医療扶助オンラインにより、資格確認を行う。 ・システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 ※上記事項の外国人の保護に関する事務を含む。
③システムの名称	1 生活保護システム 2 中間サーバー 3 庁内連携システム 4 住民登録外(住登外)管理システム 5 団体内統合宛名番号システム 6 医療保険者等向け中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

生活保護事務管理ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第23の項、第9条第2項 郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年郡山市条例第81号)第4条第1項、別表第1の2の項
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報照会> 番号法第19条第8号、第19条第9号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（以下「主務省令」という。）第2条の表の42,43,161,162の項 <情報提供> 番号法第19条第8号、 主務省令第2条の表の 13,14,18,20,28,37,40,42,48,49,53,59,63,69,74,75,76,86,87,89,96,108,125,132,141,144,151,155,158,161,167,168,169,170,171,172の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部生活支援課
②所属長の役職名	生活支援課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口：政策開発部広聴広報課（市政情報センター）024-924-3511
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 保健福祉部生活支援課 024-924-2611
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	原則、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性を行う、なお、申請者からマイナンバーが得られない場合のみ行う住基ネット照会は、4情報又は3情報による照会を原則としている。 以上の対策を講じていることから、リスク他細工は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことが出来る端末、職員が必要最小限となるようアクセス制限を設定していると共に、定期的なパスワード変更が必要となっている。 また、アクセス権限所持者には、離席時の画面ロック等呼び掛けている。 以上の対策を講じていることから、リスク対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

变更日期	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年2月29日	I-1. ①事務の概要	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保健上の導入を認める法律(平成25年法律第27号)の活用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号」)	事後	
平成28年2月29日	I-3. ①法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表第一の15の項	番号法第9条第1項、別表第二の26の項、第19条第8号	事後	
平成28年2月29日	I-4. ②法令上の根拠	＜情報照会＞ 番号法 第19条第7号 別表第二の26の項	＜情報照会＞ 番号法第19条第7号、別表第二の26の項、第19条第8号	事後	
平成28年2月29日	I-5. ①部署	保健福祉部社会福祉課	保健福祉部生活支援課	事後	
平成28年2月29日	I-5. ②所属長	課長 山本 晃史	課長 浅野 弘	事後	
平成28年2月29日	II-1. ①いつの時点の計数か	平成26年12月16日 時点	平成27年12月1日 時点	事後	
平成28年2月29日	II-2. ①いつの時点の計数か	平成26年12月16日 時点	平成27年12月1日 時点	事後	
平成29年7月1日	I-5. ②所属長	課長 浅野 弘	生活支援課長 遠藤 一芳	事後	
平成29年7月1日	II-1. ①いつの時点の計数か	平成29年6月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	
平成29年7月1日	II-2. ①いつの時点の計数か	平成27年12月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	I-1 ②事務の概要	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保健上の導入を認める法律(平成25年法律第27号)の活用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号」)	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康増進支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	事後	生活困窮者自立支援法改正のため
令和1年6月28日	I-3 ③法令上の根拠	番号法 第9条第1項、別表第一の15の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号」)	事後	法令号修正
令和1年6月28日	I-5 ②所属長	生活支援課長 遠藤 一芳	生活支援課長	事後	新様式への変更
令和1年6月28日	I-7 請求先	〒983-8801 郡山市朝日一丁目23番7号	変更後: 〒983-8801 郡山市朝日一丁目23番7号	事後	組織改編のため
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	IV/リスク対策 1～9の項目を追加	事後	新様式への変更
令和1年6月28日	II-1 ①いつの時点の計数か	平成29年6月1日 時点	令和元年5月16日 時点	事後	様式変更に伴い再計算
令和1年6月28日	II-2 ①いつの時点の計数か	平成29年6月1日 時点	令和元年5月16日 時点	事後	様式変更に伴い再計算
令和3年9月1日	I-3 ③法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号」)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号」)	事後	
令和3年9月1日	I-4. ②法令上の根拠	＜情報照会＞ 番号法第19条第7号、別表第二の26の項、第19条第8号	＜情報照会＞ 番号法第19条第8号、別表第二の26の項、第19条第9号	事後	
令和3年9月1日	II-1 ①いつの時点の計数か	令和元年5月16日 時点	令和3年8月10日 時点	事後	
令和3年9月1日	II-2 ①いつの時点の計数か	令和元年5月16日 時点	令和3年8月10日 時点	事後	
令和5年6月28日	I-1 ②事務の概要	①医療受診・介護保険利用状況モニタリングに参画・管理を行い、調査対象の上、必要な医療・生活保護システム	①医療受診・介護保険利用状況モニタリングに参画・管理を行い、調査対象の上、必要な医療・生活保護システム	事前	医療扶助のオンライン資格確認導入に伴い、各システムの医療扶助のオンライン資格確認導入に伴い、各システムの
令和5年6月28日	③システムの名称	2. 中間サーバ	2. 中間サーバ	事前	
令和5年6月28日	I-4 ②法令上の根拠	＜情報照会＞ 番号法第19条第8号、別表第二の26の項、第19条第9号	＜情報照会＞ 番号法第19条第8号、別表第二の26の項、第19条第9号	事後	
令和5年6月28日	II-1 ①いつの時点の計数か	令和3年8月10日 時点	令和5年4月1日 時点	事前	医療扶助のオンライン資格確認導入に伴い、各システムの
令和5年6月28日	II-2 ①いつの時点の計数か	令和3年8月10日 時点	令和5年4月1日 時点	事前	
令和7年6月28日	I-1 ②事務の概要	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康増進支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康増進支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	事後	
令和7年6月28日	I-3. ①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号」という。)第9条第1項、別表第一の15の項、第9条第2項 郡山市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例(平成27年郡山市条例第81号)第4条第1項、別表第一の2の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号」という。)第9条第1項、別表第二の15の項、第9条第2項 郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年郡山市条例第81号)第4条第1項、別表第一の2の項	事後	法改正に伴う修正
令和7年6月28日	I-4. ②法令上の根拠	＜情報照会＞ 番号法第19条第8号、別表第二の26の項、第19条第9号 ＜情報提供＞ 番号法第19条第8号、別表第二の26の項、第19条第9号、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116及び120の項	＜情報照会＞ 番号法第19条第8号、第19条第9号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第42.43.161.162の項 ＜情報提供＞ 番号法第19条第8号、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第13.14.18.20.28.37.40.42.48.49.53.59.63.69.74.75.76.86.87.89.96.108.125.132.141.144.151.155.158.161.167.168.169.170.171.172の項	事後	法改正に伴う修正
令和7年6月28日	II-1 ①いつの時点の計数か	1万人以上10万人未満	1000人以上1万人未満	事後	しきい値の見直しに伴う変更
令和7年6月28日	II-2 ①いつの時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和7年6月1日 時点	事後	日付更新
令和7年6月28日	II-2 ①いつの時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和7年6月1日 時点	事後	日付更新
令和7年6月28日	IV-8 人手を介在させる作業	—	新設された評価項目の記載	事後	
令和7年6月28日	最も優先度が高いと考えられる対策	—	新設された評価項目の記載	事後	